

栗東市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月15日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 中野 光一

公の施設の指定管理者監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規程による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

栗東市社会体育施設（9施設）
指定管理者 公益財団法人 栗東市スポーツ協会

第3 監査の期間

令和4年9月9日から令和4年10月7日まで

第4 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 中野 光一

第5 監査の方法

公の施設の令和3年度指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

指定管理者関係

(1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
 - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - オ 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)
 - カ 経費節減は図られているか。
 - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第7 指定管理の概要

栗東市社会体育施設

(1) 指定管理者名称

公益財団法人 栗東市スポーツ協会

(2) 指定の意義

社会体育施設の管理に関し、本市のスポーツ及びレクリエーションの振興と市民の文化教養及び体力向上を図り、あわせて心身の健全な発達を促進し、公共の福祉の増進に資することを目的として開設された施設であり、施設の一元的な管理運営により、効果的・効率的な施設利用を図る。

(3) 業務の範囲

主たる業務

- ア 施設の受付、案内に関する業務
- イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
- エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
- オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

その他の業務

ア 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務

イ 施設の清掃に関する業務

ウ 敷地内の清掃等に関する業務

エ 備品類の管理・調達に関する業務

オ 保安警備に関する業務

カ その他の維持管理に係る業務

(4) 指定管理期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(5) 指定管理費

令和3年度 55,400,000円

(6) 決算額

令和3年度 55,400,000円

(7) 管理施設の概要

ア 栗東市民体育館・栗東運動公園

(ア) 所在地 栗東市川辺390番地1

(イ) 設置時期 ・第1アリーナ 昭和53年9月

・第2アリーナ 昭和56年3月

・グラウンド 昭和49年4月

・テニスコート 昭和57年3月

(ウ) 施設

○栗東市民体育館（栗東運動公園内）

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

延床面積 3,601.9㎡

概要 体育館〔第1アリーナ（バスケットボール2面分、2階観覧席500席）、第2アリーナ（バレーボール1面分）、トレーニングルーム、会議室、更衣室、管理室、その他〕、駐車場（107台）

附属施設 自転車置場 97.8㎡、倉庫 129.6㎡

○栗東運動公園

敷地面積 36,000㎡

概要 運動公園〔グラウンド（野球場1面分）、テニスコート（ハードコート2面）、その他〕

イ 十里体育館

(ア) 所在地 栗東市十里405番地1

(イ) 設置時期 昭和60年4月

(ウ) 施設

構造 鉄骨造

敷地面積 1, 670㎡

延床面積 611.6㎡

概要 体育館〔バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他〕
駐車場(500㎡共用)

ウ 治田西スポーツセンター

(ア)所在地 栗東市小柿一丁目1番11号

(イ)設置時期 昭和62年4月

(ウ)施設

構造 鉄骨造

敷地面積 1,280㎡

延床面積 639.8㎡

概要 体育館〔バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他〕
駐車場(7台※別途駐車スペース450㎡)

附属施設 自転車置き場 15.3㎡

エ 平谷球場

(ア)所在地 栗東市観音寺459番地2

(イ)設置時期 昭和55年5月

(ウ)施設

敷地面積 36,905㎡

概要 野球場(2面分)、駐車場(60台)

オ 大宝テニスコート

(ア)所在地 栗東市糺七丁目990番1

(イ)設置時期 平成3年7月

(ウ)施設

敷地面積 2,142.73㎡

概要 テニスコート(クレーコート2面)、広場(80㎡)

カ 弓道場

(ア)所在地 栗東市荒張896番地

(イ)設置時期 平成10年12月

(ウ)施設

敷地面積 525㎡

概要 射場 46.8

キ 野洲川体育館・野洲川運動公園

(ア)所在地 栗東市出庭2083番地・野洲川河川敷

(イ)設置時期 ・体育館 昭和61年4月

・ソフトボール場 昭和55年8月

・陸上競技場 昭和52年10月

・テニスコート 昭和63年3月

- ・芝グラウンド 平成元年4月
- ・グラウンドゴルフ場 平成19年4月

(ウ) 施設

○野洲川体育館

構造 鉄骨造

敷地面積 2,354 m²

延床面積 975.54 m²

概要 体育館〔バスケットボール1面分、会議室、更衣室、管理室、その他〕、駐車場(25台)

附属施設 自転車置き場 14.3 m²

○野洲川運動公園

敷地面積 104,500 m²

概要 運動公園〔ソフトボール場3面、陸上競技場(公認400mトラック)、テニスコート(砂入り人工芝4面)、グラウンドゴルフ場、芝グラウンド(3面)、その他〕、駐車場(120台)

附属施設 陸上競技場倉庫 79.5 m²

第8 監査の結果

令和3年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

現在、コロナ禍という特別な状況下でありながらも、感染拡大防止に伴う施設利用制限を用いるなどして、利用を希望する個人や団体に、体力づくりの機会やスポーツ活動の場を提供し、広く地域のスポーツ振興の推進に成果をあげられた。

また、公益目的事業を、継続的に安定して行うために、収支相償の原則を維持しつつ、翌年度以降の公益事業にかかる特定準備資金を積み立てる方法等を含め有効活用を検討されたい。

様々な競技で努力されている市内在住や市内出身の選手、指導者を継続的に「ささえる」と共に、生涯を通して誰もがいつでも気軽にスポーツを「する」機会の創出に期待をしている。